関係市町長意見に対する事業者の見解

No.	市町名	項目	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨
1	小諸市	全般 景観	・長野県環境影響評価技術委員会や関係住民からの意見には十分配慮 するとともに、特に景観に配慮した建築物及び工作物の設置を強く望 む。	・事業の実施に当たっては、長野県環境影響評価技術委員会及び関係住民 からの意見に十分配慮するとともに、景観に配慮した建築物及び工作物の 設置を検討いたします。
2		その他 (文化財)	・事業実施区域の一部が、埋蔵文化財包蔵地内(棚畑遺跡群)となるので、開発に際して、文化財保護法第94条に基づく通知と協議をお願いする。	・工事の着手に当たっては、佐久市教育委員会文化財課に事前協議し、関 係法に基づく通知及び協議を行います。
3	佐久市	その他 (文化財)	・開発予定地周辺は、平成5年度に試掘調査、平成5年度から平成6年度 には発掘調査が実施され、縄文時代、古墳時代、平安時代の住居址や 遺跡が検出されているため、評価書作成に際し、埋蔵文化財(棚畑遺 跡群)の存在を明記願いたい。	
4		全般	・評価書の作成に当たり、町民等に分かりやすく、理解ができるよう 表記するとともに、町民等の意見に配慮していただきたい。	・評価書の作成に当たっては、専門用語に解説を加えて表記するなど、地域住民に分かりやすく、理解ができる図書となるよう配慮をいたします。 また、地域住民からの意見に対しても、その内容を十分に精査し、評価書に反映できるものについては配慮をいたします。
5		全般	・環境影響の予測を行う上で想定した条件は、現時点で不確定な条件が多いため、事業の実施に当たっては、想定条件と乖離しないように配慮するとともに、環境保全に関する最善の対策や最新の利用可能技術を導入する等、より一層の環境影響の低減に努めていただきたい。	・事業の実施に当たっては、予測結果と大きく乖離することのないよう予測を行う上で想定した条件を十分に踏まえます。今後、詳細な施設整備計画の策定に当たり、環境への影響をより一層低減できるよう環境保全に関する最善の対策及び最新利用可能技術の導入等に努めます。 なお、工事中及び供用後、長野県環境影響評価条例に基づき現地で事後調査を行い、予測条件との整合性を検証し、その結果を公表いたします。
6	御代田町	全般	・環境への影響に関して新たな事情が生じた場合は、必要に応じ適切 な措置を講じていただきたい。	・環境への影響に関して新たな事情が生じた場合は、その対応を検討し、 必要に応じて地元及び関係地区と協議を行い、適切な措置を講じます。
7		全般	・施設の整備、運営においてDBO方式等を採用する場合は、環境保全措置の実施をどのように担保するか、施設整備・運営方式の決定前に明らかにするともに、準備書に記載されている環境保全措置を確実に実施していただきたい。	・施設整備及び運営に係る事業方式については、現時点において、調査検討の段階であります。今後、いずれの事業方式を採用するにしても、事業者として本環境影響評価に係る環境保全措置の履行を遵守するとともに、事後調査計画に基づきモニタリング及び検証を行います。また、受注者に係る環境保全措置を施設整備仕様書等に明記し、事業の実施に当たり、受注者に遵守させるとともに、各項目が履行されているか、専門機関により検証を行い、環境保全措置の実施を担保いたします。
8		全般	・施設整備計画で予測条件に変更が生じる場合は、新たに予測・評価 をした上で、環境への影響を低減させる保全措置を検討し、実施して いただきたい。	・今後、詳細な施設整備計画の策定に当たり、予測条件に変更が生じる場合は、必要に応じて新たな予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討し、実施いたします。

No.	市町名	項目	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨
9		大気質	寄与濃度分布を見ると、当町の環境に与える影響は少なからず他の地域より大きい。 ・住民生活に与える影響も同様と考えるので、最新の排ガス処理設備等の導入を積極的に検討するとともに、適切な運転管理及び維持管理を徹底することにより、環境への影響を可能な限り低減していただきたい。	施状況を調査し、予測条件及び予測結果が乖離していないことを検証する とともに、乖離があった場合は必要に応じて対策を図り、その結果は公表 いたします。
10		大気質	・「法令等に比べて厳しい自主規制値を設定」とあるが、規制値を決定するに当たっては、地元と十分協議するとともに、地元住民の意見に配慮していただきたい。	・大気質に係る自主規制値については、地元及び関係地区と十分協議を行 うとともに、地域住民からの意見に配慮して設定をいたします。
11		大気質	間の分散」とあるが、佐久地域10市町村のごみ収集車が集まる中でど	・ごみ搬入車両については、工事着手前を目途に、各市町村におけるごみ 収集体制、運搬距離、位置関係など現状を分析し、地元及び関係地区、関 係市町村等と十分協議を行い、ごみ搬入ルート、台数及び時間帯など具体 的な計画を策定いたします。
12	御代田町	騒音 振動	・地点B(町道東林2号線)では、騒音に関する環境基準値を既に超過しているが、評価では、「ごみ搬入車両等の走行に伴う騒音の増加量は0.1デシベルで現況を大きく悪化させることはない」とされている。・ごみ搬入車両の走行ルートは今後の協議事項であるが、地点Bを通過する走行台数を極力減らす等、影響を最小限にとどめる措置を講じていただきたい。	市町村等と協議を進めているところであり、限られた道路網の中で安全性 を確保し、生活環境の保全が図れるようルート設定について配慮をいたし
13	土壌汚染	に基づき検討がなされ、準備書説明会においても住民に説明されている。 ・ダイオキシン類濃度は環境基準値を下回り、環境への影響は少ない トネッキャでいるが、 辞価年数に比例しては加景も増加すると思われ	・土壌汚染については、予測の結果、施設が30年稼働した場合、ダイオキシン類濃度が環境基準に対して十分に小さい値となっております。本事業の寄与率は0.8%であり、環境への影響は少なく、現況を大きく悪化させる結果ではありませんでした。施設の稼働年数については、施設運営の状況により異なってくるため、現時点では確定できませんが、事後調査において、ダイオキシン類(大気質)の現地調査を行い、環境保全措置の実施状況を調査し、予測条件及び予測結果が乖離していないことを検証するとともに、乖離があった場合は必要に応じて対策を図ります。また、稼働期間中の定期的な調査及びその結果の公表については、今後、関係機関等と協議し、検討いたします。	
14		動植物 生態系	影響も懸念されるので、全般的な生態系を維持するためにも、区域の	・事業実施区域周辺における全般的な生態系を維持するため、アサギマダラなど地域特有の動植物については、区域の事情に詳しい地域住民からの聞き取り、専門家の指導及び助言を得ながら、適切な環境保全措置を実施いたします。 なお、御代田町面替区におけるアサギマダラに係る自然保護活動の状況などについては把握しております。

No.	市町名	項目	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨
15	aaa <t< th=""><th>景観</th><th>・景観については、日常的に見える地域住民からの視点に配慮するとともに、当該地のような自然豊かな環境下では、建物の存在が周囲の景観環境に占める割合が大きいことから、施設の形状、色彩を景観環境に配慮したものとし、施設周辺部に十分な植栽をしていただきたい。</th><th>おります。周辺環境との調和が重要と考えておりますので、今後、施設の形状及び色彩について、さらに検討を進めます。</th></t<>	景観	・景観については、日常的に見える地域住民からの視点に配慮するとともに、当該地のような自然豊かな環境下では、建物の存在が周囲の景観環境に占める割合が大きいことから、施設の形状、色彩を景観環境に配慮したものとし、施設周辺部に十分な植栽をしていただきたい。	おります。周辺環境との調和が重要と考えておりますので、今後、施設の形状及び色彩について、さらに検討を進めます。
16		事後調査	事後調査計画は、工事着手から施設稼働までの概ね5年程度の調査計画であるが、地域住民の理解が深められるよう、施設の稼働期間中にわたる測定や周辺環境のモニタリングを事後調査後も継続して実施するとともに、その調査に当たっては地域住民の意見に配慮していただきたい。	を行い、工事着手後、調査及び検証を行い、供用後においても、法令に基
17		(土壌	・放射性物質の調査については、長野県環境影響評価条例においてその取扱いが明確ではない中で、関連調査として町内11地点で空間放射線量率を測定していただき、今後、環境影響評価法改正に伴う国の動向を踏まえ対応を図ることとされている。 ・現有施設でも排ガス中の放射性物質は不検出とのことであり、正常稼働時には放射性物質が環境に及ぼす影響は少ないと思われるが、土壌中に蓄積される放射性物質について心配する声もあるので、住民の不安を払拭するよう、施設の稼働前に現況調査を実施し、稼働後においても継続して比較調査をお願いしたい。	事業者の自主的な取組みとして、大気質及び地上気象調査を行った18地点において放射線空間線量を平成25年12月に測定いたしました。 現有施設(佐久クリーンセンター)でも排ガス中の放射性物質は不検出であり、土壌中に蓄積されている放射性物質の量(ベクレル)については測定を行っておりませんが、今後、関係機関等と協議し、検討をいたします。
18		その他	・事業の実施に当たっては、地域住民等からの環境に関する意見・要望に適切に対応するとともに、稼働及び運営状況について、ホームページ掲載だけでなく、あらゆる方法で積極的な情報公開を行い、広く住民に周知できるようきめ細かな対応をしていただきたい。	
19		その他	域内の道路及び時間帯に集中しないよう配慮していただきたい。	・施設へのごみ搬入に当たっては、搬入作業員に対して事故防止及び交通 法規遵守等、交通安全に関する指導を徹底いたします。施設への搬入開始 時刻は、方法書の段階で午前8時30分としましたが、小学校等の登校時間 と重ならないよう、準備書では午前9時としております。今後、登下校時 間等の詳細な状況を把握し、ごみ搬入車両の走行時間帯等について必要な 対策を図ります。